

喫煙に関する法律が2018年7月25日に公布され、2019年7月1日より一部が施行されました。以下は法律改正についての概要となります。ご理解とご協力の程宜しくお願い致します。

■改正健康増進法の一部改正する法律～基本的な考え方～

- 主旨①：望まない受動喫煙をなくす
- 主旨②：受動喫煙による健康影響が大きい子ども等に特に配慮
- 主旨③：主催者・管理者は禁煙措置や喫煙場所を定め周知に努める



園内喫煙所マップ

喫煙所以外での喫煙の禁止：喫煙所は園内3箇所（※1）に設置

敷地内禁煙：県立敷島公園は敷地内の喫煙は禁止
 ただし、現在指定している喫煙所での喫煙は可
 ⇒指定箇所以外への灰皿の設置自体が違法となる

※1 現在の喫煙所は2020年4月1日からの全面施行後までの暫定的な運用として、4月1日以降は分煙設備を整備していくことで群馬県と調整中。

違反した場合には...

義務に違反する場合について、まずは「指導」が行われ、指導に従わない場合には、勧告・命令が行われる。それでも改善が見られない場合は罰則（過料※2）が適用される。

大会主催者の皆様へのお願い

- ・施設内禁煙の徹底をお願いします。
- ・園内喫煙所の周知協力をお願いします。
- ・大会関係者・観客において違反者発生防止、発生時の注意喚起対応をお願いします。

※2 禁止場所での喫煙は最大30万円の過料。対策を怠った者は最大50万円の過料

2019年8月1日 敷島公園管理事務所

県立敷島公園 園内指定喫煙所マップ

2019/8/1

